

渋川市監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項及び第7項の規定により、令和5年3月29日付観第124号をもって市長から要求のあった監査について監査を実施したので、同条第9項及び渋川市監査委員条例第9条の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年5月30日

渋川市監査委員 田 中 誠

渋川市監査委員 田 邊 寛 治

市長の要求に基づく監査結果決定

1 監査の基準

渋川市監査基準（令和2年渋川市監査委員公告第2号）

2 監査の種類

市長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項及び第7項）

3 監査の対象

平成30年度赤城まつり実施事業補助金の交付に関連する事務処理に関する
と

4 監査の着眼点

財政的援助団体等の補助金等に係る出納その他の事務執行及び所管課の交付事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とする。

5 監査の主な実施内容

（1） 関係部局等

産業観光部観光課、赤城まつり実行委員会

（2） 資料の提出及び関係職員からの聞き取り

市長及び実行委員会に対し監査対象事項に係る次の資料の提出を求め、
関係書類の調査を行うとともに、関係職員に対し聞き取りを行った。

ア 産業観光部観光課

（ア） 補助金等交付関係書類

（イ） 当該補助金等交付要綱等

（ウ） 補助金交付整理簿

イ 赤城まつり実行委員会

（ア） 平成30年度決算書

（イ） 補助対象事業の収支明細

（ウ） 銀行通帳のコピー（当該補助事業の収支に係る部分及び表紙）

（エ） 収支の証憑書類

（オ） その他参考資料（定期総会等資料など）

6 監査の実施場所及び日程

監査委員事務局

令和5年3月31日から同年5月30日まで

7 監査の結果

(1) 財政援助団体の概要

ア 補助金の名称 赤城まつり実施事業補助金

イ 補助金交付額 3,000,000円

ウ 補助事業内容 赤城地区自治会が保有する祭具を利用し、夏祭りを意識したイベントを実施。敷島猫祇園山車の披露、溝呂木神輿の披露、子供神輿地域団体による伝統芸能披露、盆踊り、赤城村音頭、八木節など。

(補助金等交付申請書から転記)

エ 組織

(ア) 組織 赤城まつり実行委員会

(イ) 役員 会長1名、副会長4名、赤城地区自治会連合会(会長1名、副会長4名)、会計3名、監査2名、事務局2名

オ 決算の状況

【収入の部】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	備考
1 市補助金	3,000,000	3,000,000	
2 県補助金	500,000	500,000	地域振興調整費
3 自己資金	560,000	1,761,537	協賛金・寄付金等
合計	4,060,000	5,261,537	

【支出の部】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	補助対象経費	備考
1 報償費	720,000	200,000	200,000	自治会謝礼金
2 会場設営費	600,000	1,199,406	1,199,406	テント・テーブル・椅子リース代、クーラーリース代、やぐら・休憩所他
3 運営費	100,000	551,300	0	飲食費(※)
4 業務委託費	1,280,000	1,622,230	1,622,230	音響、電気工事費、タレント委託費他
5 広告宣伝費	200,000	215,900	213,200	チラシ・ポスター・プログラム作成費
6 保険料	40,000	37,380	37,380	賠償責任・傷害保険
7 備品購入費	960,000	1,038,985	0	提灯作成費(※)
8 雑費	100,000	0	0	クリーニング代
9 消耗品費	60,000	396,336	396,336	うちわ作成費、熱中症対策水代、参加者配布用玩具代他
合計	4,060,000	5,261,537	3,668,552	

(※)は自己資金対応

(2) 所管課における補助金交付事務等

ア 補助金等交付申請

(ア) 申請書收受 平成30年7月2日

(イ) 申請者 赤城まつり実行委員会

(ウ) 申請理由 赤城町は少子高齢化の影響により、これまで行われてきた地域祭りなどの開催が難しくなり、住民の親睦

・世代間のふれあいが減ってきています。

こうした問題を解決するため地元有志により協議を重ねた結果、大人から子供まで楽しめる赤城町全体のイベントとして「赤城まつり」を開催する運びとなりました。

まつりを実施するにあたり、やぐらやテント設置などの会場設営費、音響設備や安全面のため警備員の業務委託費など、多額の経費が必要となるため、赤城まつり実施事業補助金交付要綱第2条により補助金限度額3,000,000円を申請いたします。

(補助金等交付申請書添付書類から転記)

- (エ) 総事業費 4,060,000円
- (オ) 補助金額 3,000,000円
- (カ) 事業期間 平成30年7月2日から同年9月14日まで
- イ 補助金等交付決定
 - (ア) 執行伺い 平成30年7月2日 (部長専決/同日専決)
 - (イ) 交付決定額 3,000,000円
 - (ウ) 交付決定通知 平成30年7月2日 (渋川市観第14号)
 - (エ) 負担行為伺書 平成30年7月2日 (部長専決/同日専決)
- ウ 補助金概算払申請
 - (ア) 申請日 平成30年7月17日
 - (イ) 概算払申請額 1,500,000円
 - (ウ) 概算払を必要とする理由

本事業実施にあたり、事業費の大半を市からの補助金で賄っているため、事業を進めていくうえで諸経費の支出に支障をきたすことが予想されます。

また、準備期間中に使用した費用について早急に支払う必要が出てくるため、本事業が円滑に遂行できるよう、補助金を早期に概算払いの方法で交付いただきたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。

(補助金等概算払申請書から転記)

- (エ) 支払日 平成30年8月6日
- エ 補助事業等完了実績報告
 - (ア) 報告書收受 平成30年10月12日
 - (イ) 報告者 赤城まつり実行委員会
 - (ウ) 総事業費 5,261,537円
 - (エ) 補助金額 3,000,000円

- (オ) 事業期間 平成30年7月2日から同年9月14日まで
- オ 補助金等確定
- (ア) 確定伺い 平成30年10月12日 (課長専決/同日専決)
- (イ) 確定通知 平成30年10月12日 (渋川市観第14号)
- (ウ) 確定補助金額 3,000,000円
- (エ) 返還額 0円
- カ 補助金精算払申請
- (ア) 申請日 平成30年10月12日
- (イ) 精算払申請額 1,500,000円
- (ウ) 支払日 平成30年11月5日

(3) 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

なお、次のアからウまでの軽微な事務改善を要する事項が見られたが、当該補助金については、今回監査した年度の翌年度である令和元年度実績の財政的援助団体等監査においても、令和2年度に監査実施済みで、監査委員講評を経て次のイ及びウとほぼ同様な事務改善を所管課長に対し指示しているところである。

ア 交付申請日について

赤城まつり実施事業補助金交付要綱第3条には、「交付申請は、補助事業の実施日の10日前までに行わなければならない」とあるが、事業着手予定日と同日に申請されていた。

イ 実績報告について

渋川市補助金等交付規則第12条第1項には、「成果が当該補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し」とあるが、実績報告書及び補助金額の確定に関する書類には成果に関する記載が見受けられなかった。

ウ 財政援助団体への指導監督について

補助金に係わる関係書類を確認したところ、領収書が確認できないものが見受けられ、書類の審査が十分に行われず事務が執行されていた可能性があった。また、赤城まつり実施事業補助金交付要綱第6条第2項によれば、事業実施の翌年度から5年間は証拠書類等を保管すべきだが、このたび補助事業者から提出された関係書類には不足があり、補助事業者への指導監督が適切に行われていなかった。